

介護老人保健施設あだたら 加算一覧表(入所)

単位:円

費目		金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	内容説明
初期加算	1日につき	30	60	90	入所日より30日間に限り加算
外泊時費用	1日につき	362	724	1,086	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	1日につき	800	1,600	2,400	居宅における試行的退所を認めた場合 (1月に6日を限度)
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)	1日につき	34	68	102	在宅復帰・在宅療養支援機能加算算定施設として認められた場合
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	1日につき	46	92	138	在宅復帰・在宅療養支援機能加算算定施設として認められた場合
栄養マネジメント強化加算	1日につき	11	22	33	管理栄養士が低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、栄養ケア計画にしたが、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態等を踏まえた食事の調整等を実施し、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用された場合
経口移行加算	1日につき	28	56	84	経管により食事を摂取している入所者ごとに計画を作成し経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	1月につき	400	800	1,200	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに計画を作成し、継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	1月につき	100	200	300	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに協力歯科医院の歯科医師・歯科衛生士とともに計画を作成し、継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1月につき	90	180	270	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを年に2回以上行っている場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月につき	110	220	330	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを年に2回以上行い、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用された場合
療養食加算	1回につき	6	12	18	貧血食・糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別食を提供した場合 (1日3回を限度)
夜勤職員配置加算	1日につき	24	48	72	定められた夜勤職員の配置条件を満たした場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月につき	3	6	9	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を行い計画的な管理が行われ、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用された場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月につき	13	26	39	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を行い計画的な管理が行われ、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用された場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	1月につき	10	20	30	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を行い計画的な管理が行われた場合(3カ月に1回を限度)
排せつ支援加算(Ⅰ)	1月につき	10	20	30	排せつに介護を必要とする入所者に対し、多職種協働で支援計画を作成し支援が行われた場合 (CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)
排せつ支援加算(Ⅱ)	1月につき	15	30	45	排泄支援加算(Ⅰ)の要件に加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないまたはおむつ使用ありから使用なしに改善していること

介護老人保健施設あだたら 加算一覧表(入所)

単位:円

費目		金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	内容説明
排せつ支援加算(Ⅲ)	1月につき	20	40	60	排泄支援加算(Ⅰ)の要件に加え、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつおむつ使用ありから使用なしに改善していること
排せつ支援加算(Ⅳ)	1月につき	100	200	300	排せつに介護を必要とする入所者に対し、多職種協働で支援計画を作成し支援が行われた場合
短期集中リハビリテーション実施加算	1回につき	240	480	720	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1回につき	240	480	720	認知症であると医師が判断した者であって、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合(1週に3日を限度)
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120	240	360	若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合
認知症情報提供加算	1回につき	350	700	1,050	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症の恐れがあると医師が判断した入所者において、施設内での診断が困難であるとき、入所者及びご家族の同意のもと診療状況を指定機関に紹介した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	1回のみ	100	200	300	多剤投薬されている入所者に対し、前医との連携を図り減薬する取り組みを行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1回のみ	240	480	720	多剤投薬されている入所者に対し、前医との連携を図り減薬する取り組みを行い、(Ⅰ)を取得しCHASEへのデータ提出とフィードバックの活用された場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1回のみ	100	200	300	(Ⅰ)と(Ⅱ)を取得し、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、介護老人保健施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1日につき	450	900	1,350	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
再入所時栄養連携加算	1回につき	200	400	600	入所者が医療機関に入院し経管栄養や嚥下食の導入など入所時とは異なる栄養管理が必要になった際に病院と施設の管理栄養士が連携を図り、栄養管理に関する調整を行った場合
試行的退所時指導加算	1回につき	400	800	1,200	入所期間が1カ月を超える入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	1回につき	500	1,000	1,500	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	1回につき	600	1,200	1,800	入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合。
入退所前連携加算(Ⅱ)	1回につき	400	800	1,200	入所者の入所期間が1月を超え、居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
訪問看護指示加算	1回につき	300	600	900	退所後の訪問看護利用に必要な指示書を当施設の医師が退所時に交付した場合
緊急時施設療養費	1日につき	518	1,036	1,554	病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる入所者に対して治療管理(投薬、注射、処置)を行った場合

介護老人保健施設あだたら 加算一覧表(入所)

単位:円

費目		金額(1割)	金額(2割)	金額(3割)	内容説明
ターミナルケア加算	死亡日以前31～45日	80	160	240	入所者・家族・医師・施設職員が共同し、その人らしさを尊重した看取り支援を行った場合
	死亡日以前4～30日	160	320	480	
	死亡日以前2～3日	820	1,640	2,460	
	死亡日	1,650	3,300	4,950	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月につき	40	80	120	入所者ごとのADL値等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスを提供するために必要な情報を活用する場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	60	120	180	(Ⅰ)に加えて疾病の状況や薬剤情報等の情報を厚生労働省に提出する場合
安全対策体制加算	1回のみ	20	40	60	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき	22	44	66	事業所のサービス向上の為、適切な人員配置を図っている場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総利用点数 × 3.9%				平成24年度介護報酬改定に伴い利用料金の一部に組み込まれました
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	総利用点数 × 2.1%				

令和3年4月1日改定